

2007.7.26

中央環境審議会地球環境部会 部会長様

産業構造審議会環境部会地球環境小委員会 委員長様

小林 悅夫

「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する中間報告案」に対する意見

第20回合同部会において説明された中間報告案について、下記の意見を提出いたします。

8頁

1 III 京都議定書目標達成計画の見直し

「I、II」の評価にある危機感を反映した厳しい表現が必要である。まだまだ、他人事のような表現であり、厳しさにかける。

2 1. 目標達成計画の見直しに当たっての視点

「ライフスタイル・ビジネススタイルの変革等」という記述があるが、国民に対して分かりづらい表現である。国民全体を誘導するには、もっと分かりやすい、具体的表現にすべきである。

3 2 対策・施策の強化の方向

- ① 各項目の羅列になっており、項目間の流れ、関連性、相互連携等を考慮した順にすべきである。すべてを羅列せず、体系化してはどうか。
- ② 各項目で、対策と施策（国等の）が混同して書かれており、わかりづらい。対策とそれを進める施策を区分して記述すべき。
- ③ 項目ごとに、実行状況と評価、更なる強化対策・施策を明確にすべき。
- ④ 項目によっては、一般論が記されており、具体性にかけるため、実効性に問題が残る。対策は具体的とするとともに、その対策を進めるための施策を明確にすべき
- ⑤ 項目ごとに、それを推進し、または評価する省庁、部署を明確にし、隨時評価見直しができる体制を構築すべきである。

4 (1) ① (自主行動計画の推進)

自主行動計画の各業種の削減目標と目標達成計画に記載されている各分野別の削減目標との整合性が不明である。

いくら、自主的といつても、目達計画に組み込まれている以上、共通した国民にわかりやすい評価のルールが必要である。自主行動計画の目標設定、評価・見直しにかかるシステムを全面見直しし、各業種別目標値の設定、各企業の排出量積算手法、削減評価

ルールを統一化し、その評価結果を公表すべきである。

事務局の説明では、すべてについてルール化されているとの回答であったが、審議会等に報告される内容は、結果のみであり、対策の妥当性や削減の深堀、未達成の原因究明の材料となる、対策内容や排出量積算過程については、公表されておらず、不透明な部分が多く残されている。

また、自主行動計画に非加盟の業種、企業に対する扱いをどうするか、行政に委ねるか明確にすべきである。

10 頁

5 地域の取り組みの強化

各地域における取組を促進するため、地方自治体をはじめ、都道府県地球温暖化防止活動推進センター等のさらなる活用を図るべきとしているが、現法律では、地方自治体の役割は理念規定のみであり、具体的な活動についての規定が示されていない。都道府県地球温暖化防止活動推進センター等についても、役割は明記されているものの、その事業費等については規定がなく、ほとんどが、N P O 法人、公益法人のボランティア活動にたよっている状況にあり、活動にかかる実費等の資金不足が続いている。

地球温暖化対策における地方自治体の役割をさらに具体的に定めるとともに、都道府県地球温暖化防止活動推進センター等をも含め、その財源確保について言及して頂きたい。

11 頁

6 (住宅・建築物の省エネ性能の向上及び評価・表示の充実

既存ストックの省エネ改修を進めるためのインセンティブの付与方策の検討が記されているが、この部分が重要であり、更なる具体的な施策を明記すべきである。

7 (国民運動)

各種の国民運動が行われているが、実質的に削減につながっているのか、実感がなく、削減量の定量化もされていない。

国民の削減行動に期待するのであれば、この行動を行っていくための効果的な誘導策をとる必要がある。

地球温暖化対策のためには、一時的に国民の行動を制限することもやむをえないものと考えるし、また、一部の非協力者には税の追加負担もやむをえないと考える。

また、これまで国民の余分な購入意欲を搔き立てて、大型、多消費型機器を購入させた産業界にも責任があることを自覚し、産業界においても、国民運動の誘導につながる商行為、環境活動を行っていくべきである。

8 (産業・業務部門の対策)

産業・業務部門と対策は、主に前述の自主行動計画によって進められているが、温室

効果ガス排出量の60%以上を占める部門であることから、着実な対策の推進が必要であり、その対策を抜本的に強化すべきである。東京都の環境確保条例に基づく取り組みなども参考とし、一定規模以上の事業者に対しては排出削減計画の策定を義務付けるなど、実行ある制度を具体化すべきである。

13頁

9 (新エネルギー対策の推進)

新エネルギーの更なる促進のため、思い切った施策として、電力会社に対してグリーン電力の優遇・高価格購入制度の導入を要請すべきである。

また、石油・石炭税を財源として、上記制度に補助をしてはどうか。

14頁

10 ②非エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策

廃棄物分野における排出量削減対策をさらに推進すべきである。廃棄物対策の施策の根源的考え方は、出てくる廃棄物の減量化、減容化であり、いまだに、本気になって廃棄物を資源として回収利用しようと考えている人は少ない。廃棄物を資源と考え、再資源化、エネルギー回収に視点を置いた対策に方向転換するよう推進すべきである。

15頁

11 (国内排出量取引)

国内排出量取引については賛否両論があるが、第1約束期間の施策に不安がある現時点においては、1年程度をめどに早急に検討し、第1約束期間の後半には実施できるよう進めるべきである。

地球温暖化対策が想定以上に進み、その導入の必要がなくなったとしても、次期期間での削減強化に際しては、必要となることが確実であり、この準備としても検討を進めておくべきである。

16頁

12 (環境税)

環境税等の総合施策については、この審議会の場で審議すべきではないとの意見もあるが、地球温暖化対策を進めるにあたって有効な施策であることから、導入決定を行わないまでも、審議会として提案することは必要ではなかろうか。

環境課税は、一般に増税と考えられていることから多方面から反対を受けているが、純粋の環境税として、税制中立の立場をとり、環境税による増税分を、所得税、事業税等の減税でフォローすれば、実質的な増税とはならず、新しい展開が生まれてくると考

える。このような環境課税は、国民の努力を直接的に税負担の高低として評価され、環境対策促進の誘導は大きい効果を示すと確信できる。

13 3その他

最後の記述に、「・・・計画の進行管理を適時適切に行うための方策について検討すべきであるとの意見があった。」とあるが、それでは、この件についてどう取り扱うかを提案すべきである。

第1約束期間の削減量を確実なものにしていくには、期間中、毎年、定期的に評価を行い、計画を見直していくことが重要である。このことから、毎年の評価を行うことを、この計画の見直しの中において明記すべきである。

既存対策の評価（別紙）

14 ①2-26 省エネ機器の買い替え促進

省エネ機器の買い替え促進を現行計画を上回る施策として、そのまま評価していいのだろうか。省エネ機器が買い替えとして購入されたのか、新規購入されたのかは不明であり、廃棄された機器の量について計算をした上で評価すべきである。また、買い替え機器が大型化しており、本当の意味で温室効果ガス排出削減に貢献したと評価するには問題があると考える。

15 ②1-2、1-4 建築物、住宅の省エネ性能の向上

建築物、住宅の省エネ性能の向上について、そのまま評価していいのだろうか。省エネ性能は向上はしているが、合わせて、事務所、住宅の利便性、快適性を向上させており、また、床面積も増加していることから、トータルとしてエネルギー量は増加していると考える。このことから、建築物、住宅の省エネ性能の向上という現状の対策は、本当に温室効果ガス排出削減に貢献したと評価するには問題がある。

16 その他の追加点

中間報告において追加していただきたいことは、中間報告において強化、追加する施策についての担保として、これらの施策に関する関連法について改正強化することを明示していただきたい。

以上